

## コロナ時代に適応する設備導入支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって新たな社会課題が顕在化するとともに、事業活動を継続する上で様々な制約をうける時代になりました。公益財団法人石川県産業創出支援機構では、県内中小企業者がこうした制約を克服するために行う三密防止や遠隔ビジネス等のための設備導入に対する支援事業を、下記のとおり募集いたします。

### 記

#### 1 補助対象となる事業

三密防止・遠隔ビジネス等のための設備導入。ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

**【想定例】** ※例示であり、下記以外にも当該補助事業の趣旨・要件に合致すると認められる事業を幅広く支援します。

#### <様々な制約>

- ・工場・事業所等の三密（密閉・密集・密接）状態の回避  
→距離の確保や交代制勤務のために省人化、テレワークが求められる
- ・感染拡大防止対策の徹底  
→人との接触低減や飛沫防護、換気・消毒などを目的とした設備が求められる
- ・販売営業等の機会損失  
→遠隔（オンライン）での営業活動や商談、接客が求められる
- ・製品の品質及びサービス水準の低下  
→サプライチェーンの毀損対応、サービス提供体制の見直しが求められる

#### <制約を克服するための設備導入>

- ・従来のライン生産やロット生産からセル生産に移行するための設備導入
- ・ロボット等の導入による製造工程など一部プロセスの無人化・自動化
- ・換気設備の新設（更新の場合は大幅な機能向上が見込めるもの）
- ・工場・事業所内の接触感染を予防するためのセンサー・キーレス導入
- ・訪問出張の制限に対応するWeb会議システムの設備導入
- ・対人業務を簡素化するための非対面型・非接触型システムの構築
- ・配膳等の自動搬送機の導入
- ・サプライチェーン毀損に対応する内製化のための設備導入

以下の事業は補助対象とはなりません。

- ×補助対象経費合計が税抜67万円（補助金額50万円）未満となる申請
- ×税抜単価で20万円未満の機械装置
- ×感染拡大予防に関係ない設備導入
- ×家庭用エアコン
- ×トイレ等改修工事、消毒作業の外注費、設備清掃費
- ×移動可能性のあるもの（車両、バイク、机椅子等事務機器）
- ×汎用性のある備品（導入設備の専用端末ではないパソコン、タブレット等）
- ×衛生用品、事務用消耗品、
- ×次亜塩素酸水噴霧装置、オゾン発生装置等の消毒設備
- ×補助事業の目的以外で使用するもの

また、3（1）補助対象経費 において、次のいずれかに該当する経費については原則、補助対象経費とはなりません。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの  
ただし、事前着手が認められたものは対象（事前着手については4（2）を参照）。
- ・ 証拠資料等によって支払金額が確認できない経費  
→ 原則、振込による支払の証拠書類が必要であり、特に手形決済は不可
- ・ 発注から支払い完了まで同一年度の補助事業期間内で完結していない費用
- ・ 顧問契約としての技術指導費
- ・ メール、電話、オンライン等、現地での指導を伴わない技術指導費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 振込等手数料（代引手数料含む。）
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- ・ 中古品の購入費
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 2 補助対象者

応募できる者は、次の（１）、（２）をすべて満たすものとします。

（１）石川県内に主たる事業所を有する中小企業者等であること。

（２）設備の導入を県内の事業所にて行うこと。

※ 本事業における「中小企業者等」とは、以下の表に掲げる者としてします。

	主たる事業として営んでいる業種	資本金基準（資本の額 または出資の総額）	従業員基準（常時使 用する従業員数）
を 満 た す 場 合 対 象 （ 個 人 事 業 主 を 含 む ）	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業（ソフトウェア業、情報処理 サービス業、旅館業を除く）	5千万円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サ ービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
	その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下
組 合 関 係	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組 合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協 同組合連合会、生活衛生同業組合（※注1）、生活衛生同業小組合（※注1）、生活衛生同業 組合連合会（※注1）、酒造組合（※注2）、酒造組合連合会（※注2）、酒造組合中央会 （※注2）、内航海運組合（※注3）、内航海運組合連合会（※注3）、技術研究組合（直接 又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）		

（注1）その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であること。

（注2）その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

（注3）その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

（注4）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

（注5）業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。

（注6）大企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外です。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者  
（ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わない）

### 3 補助対象経費

#### (1) 補助対象経費

項 目	内 容
機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良又は借用に要する経費 ※ソフトウェアも対象 <u>ただし、税抜単価 20 万円以上の機械装置のみを対象とします</u>
材料・消耗品費	試作品材料及び消耗品の購入に要する経費
外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費
技術指導費	外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等

#### (2) 補助対象経費に関する注意事項

- ・(1) の項目に該当する支出の場合でも補助対象経費として認められない場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・実績報告時には、以下の表に示す証拠書類を求めます。

全ての支払に必要となるもの	「見積書」(税抜単価 50 万円以上の場合は 2 者の見積書、もしくは選定理由書)「発注書」、「納品書」、「請求書」、「支払証明書 (振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等)」	
その他特に必要となるもの	機械装置費	税抜単価 50 万円以上の物品の場合はその写真
	材料・消耗品費	消耗品使用簿 (補助対象期間内に使い切ったことを確認できるもの)
	技術指導費	技術指導契約書又は見積書又は社内規程等金額のわかるもの、指導報告書 (現地指導のみ対象)

### 4 補助対象期間

#### (1) 補助対象期間

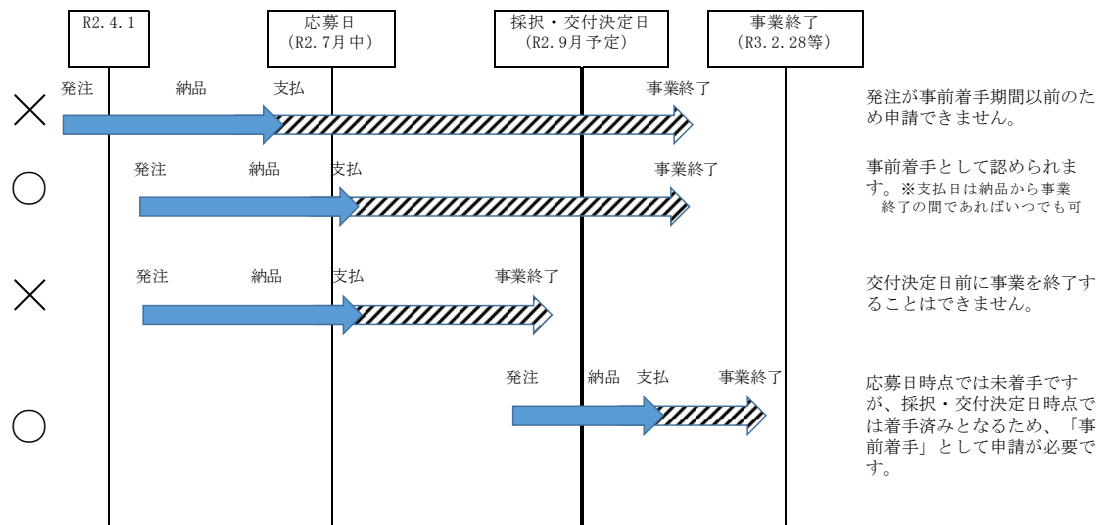
補助対象期間	交付決定日 (令和 2 年 9 月予定) から 最長で 1 年間 (年度跨ぎあり) <u>ただし、令和 3 年 3 月は補助事業対象期間外</u>
--------	---

#### (2) 事前着手について

当該補助事業に限り、令和 2 年 4 月 1 日から交付決定日までに発生した経費を、事前着手分として申請することが可能です。ただし、交付決定日前に補助事業を終了することはできません。

事業計画書を提出する際に「別紙 6 コロナ時代に適応する設備導入支援事業補助金事前着手願」に事前着手希望日、その理由、経費の内容を記載し、提出してください。なお、事前着手願を提出いただいた場合であっても、補助対象経費として認められない場合があります。

図：事前着手における調達ならびに事業終了の補助対象可否判断例



## 5 補助率等

補助率	補助対象経費の 4分の3以内
補助限度額	(上限) 6,000千円 (下限) 500千円  ※千円単位とし、端数は切捨てます

## 6 募集期間及び応募方法

### (1) 募集期間

令和2年7月1日（水）から令和2年7月31日（金）午後3時（必着）

※期間中、石川県産業創出支援機構もしくは県産業政策課にて、記載方法等に関する個別の相談を承ります（予約制）。募集期間終了直前は混み合いますので、お早めのご相談をおすすめ致します。

※事業計画書の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

※事業計画書の様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/covid-19.html>

### (2) 提出物

以下の資料を1部ずつ提出してください。必要書類が揃っていない場合は、審査対象とならない場合があります。

①「事業計画書（別添様式）」

A4片面・カラー印刷で、事業計画書の表紙に「代表者印」を捺印のうえ、必ず別紙1～5のすべての書類を添付してください。事前着手を希望する場合のみ、別紙6の事前着手順の提出が必要です。

②「申請者及び連携体の決算書（直近2カ年分）」

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書 が必要です。

（個人事業主の方は②に替えて直近2カ年分の確定申告書の写しを提出してください。大学、公的試験研究機関の場合は不要です。また創業間もないため決算書類がない場合は、②に替えて履歴事項全部証明書をご提出ください。）

(3) 提出先及び問い合わせ先

相談窓口・提出先	相談	提出
(公財) 石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部 技術開発支援課 担当：牧野、古川、高橋 〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2F TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322	窓口（予約 推奨）又は 電話	持参又は 郵送
石川県商工労働部産業政策課次世代産業グループ 担当：宮尾、北間、鷹合（たかごう） TEL:076-225-1513	窓口（予約 推奨）又は 電話	

7 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

(1) 審査方法（予定）

- ・提案案件は、外部専門家等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。
- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・なお、採択された場合でも、予算の都合等により申請額よりも減額される場合があります。

(2) 審査基準

- ①専門家の指導を踏まえる、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿うなど、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識に基づいているか。
- ②新型コロナウイルス感染症による制約を、的確に踏まえているか。
- ③制約に対する目標設定が明確・妥当か。
- ④目標に照らして適切な課題設定をしており、その解決方法が妥当か。
- ⑤費用対効果が高く、今後の事業活動継続に資するものであるか。

**(3) 採択件数 (予定)**

50件程度

**(4) 補助金の交付について**

- ・採択決定後、当該年度に係る交付申請書を提出いただき、予算について確認した上で交付決定となり、補助事業に着手することができます。採択時に事前着手が認められた事業のみ事前着手が可能です。
- ・当該年度2月末もしくは事業終了日に、補助対象事業の成果、ならびに支出ごとに発注から支払までの書類を揃えた上で、補助金の実績報告書を提出いただき、精算払いとなります。

**8 その他事業にあたっての注意事項**

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

**(1) 事業化状況等の報告**

補助事業終了後5年間、事業化等の状況について、別途指定する様式に従って報告書を提出していただきます。

**(2) 補助事業の変更等**

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

**(3) 書類の保存**

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

**(4) 事業により取得した機械の管理等**

取得財産のうち、税抜単価50万円以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄、交換、貸し付け、②担保に供する等)しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

**(5) 検査**

事業期間中の進捗状況確認及び事業終了後の確定検査のため、石川県産業創出支援機構が実地検査に入ることがあります。

**(6) 収益納付**

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

<スケジュール（予定）>

年度をまたいで申請する場合のスケジュール例を示します

年度	日付	実施内容
R2 年度	R2. 4. 1～	【申請企業】事前着手可能期間
	R2. 7. 1～7. 31	【申請企業→ISICO】事業計画書を提出
	R2. 8 月中（予定）	【ISICO】審査
	R2. 9. xx （9 月予定）	採択後、①【申請企業→ISICO】交付申請書送付 →②【ISICO→申請企業】交付決定通知送付 ※すべての採択企業の交付申請日、交付決定日は 同一日付となります。採択時にお伝えします。
	事業期間中	【ISICO→申請企業】進捗状況を現地で確認
	R3. 2. 28	③【申請企業→ISICO】実績報告書送付 →④【ISICO→申請企業】補助金額の確定通知送付
	R3. 3 月中	⑤【申請企業→ISICO】精算払請求書送付 →⑥【ISICO】申請企業の指定口座に支払い
R3 年度	R3. 4. 1	①【申請企業→ISICO】交付申請書送付 →②【ISICO→申請企業】交付決定通知送付 ※交付申請、交付決定日ともに R3. 4. 1
	事業期間中	【ISICO→申請企業】進捗状況を現地で確認
	R3. 8. xx （もしくは事業終了日）	③【申請企業→ISICO】実績報告書送付 →④【ISICO→申請企業】補助金額の確定通知送付
	R3. 9 月中 （もしくは事業終了後 1 か月程度）	⑤【申請企業→ISICO】精算払請求書送付 →⑥【ISICO】申請企業の指定口座に支払い
R3～ R8 年度	毎年度 1 回程度	【申請者】事業化状況報告